

水田活用の直接支払交付金見直しにあたっての畑地化支援に係る要望意見書

北海道大空町女満別の低台地区においては、入植当時から水稻の栽培が中心で農業経営の基盤となってきた。1971年から導入された減反政策によって転作を余儀なくされ、転作奨励金を経営の軸として畑作を行ってきたが、排水対策に苦慮し、国の事業等を活用しながら水田地帯を守ってきた。

2018年に減反政策が終わり、それ以後、転作奨励金に変わる水田活用の直接支払交付金を営農の基盤としてきた状況にある。

今回の水田活用の直接支払交付金の見直しにあたっての畑地化支援において最も重要なことは、交付金対象外水田となり交付金がなくなった後の地域農業の在り方を地域が一体となって考え、地域が協調して畑地化を進めていくことにある。

現在、国が示している予算規模250億円は、到底、全ての転作水田の畑地化支援を賄える額ではない中で、ポイントにより個別に順位をつけるような要望のとりまとめは、「早く手上げしなければ、畑地化支援が受けられないのではないか」との農業者の不安を煽り、しっかりとした地域協議がないままに我先にと畑地化を進めてしまうこととなり、地域農業の崩壊に繋がり兼ねないものである。

については、令和6年以降の畑地化支援の制度内容を早急に明示して農業者の不安を払拭し、これからの営農においてしっかりとした計画が立てられるよう、下記内容を要望する。

記

- 1 畑地化促進事業、特に畑地化支援と定着支援にあたっては農業者同士が不公平にならないよう、地域農業の発展のためビジョンを持って畑地化に取り組む農業者の全てが支援を受けられるように予算措置すること。
また、令和5年度にて畑地化を希望する全ての農業者が支援を受けられるように令和5年度での補正予算措置も検討すること。
- 2 畑地化支援は単年度事業として示されているが、地域農業の変革は単年度で達成出来るものではなく長期的な計画が必要となることから、畑地化支援については次年度以降も継続し、単価等の内容についても早急に地域に示すこと。
- 3 予算の配分が必要な場合も、単純な取り組み面積に基づいたポイントによる順位付けではなく、営農の持続的発展に向けた支援金の活用方法など、地域農業の発展にあたってのビジョンを持った農業者が配分を受けられるよう

に配分方法の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 1 4 日

大空町議会議長 原 本 哲 己